

○松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則

平成19年2月2日

規則第4号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 耐震診断支援事業（第4条—第10条）

第3章 耐震改修計画作成支援事業（第11条—第17条）

第4章 耐震改修工事支援事業（第18条—第25条）

第5章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国による住宅・建築物耐震改修等事業補助金及び地域住宅交付金を活用し、松浦市内に存する戸建て木造住宅の所有者に対し、市が予算の範囲内において、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事の費用の一部を補助する松浦市安全・安心住まいづくり支援事業の実施に関し必要な事項を定め、もって地震に対する住宅の安全性の確保の促進に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号）に定めるもののほか、この規則に定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築された木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（改訂版）に定める「一般診断法」に基づき実施する診断をいう。
- (3) 耐震改修計画 旧基準木造住宅のうち耐震診断の結果、次に定める耐震化のための基準（以下「耐震基準」という。）に適合しないと診断された住宅を、当該耐震基準に適合させるための改修計画をいう。

ア 住宅の構造耐力上主要な部分

（ア）耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち、上部構造評点が1.0以上であること。

（イ）地盤・基礎についての総合評価に、注意事項がないこと。

イ 敷地、非構造部材

（ア）屋根葺き材、屋根等に設置された設備が、地震の震動や衝撃で落下しないこと。

（イ）ブロック塀、門柱等が地震の震動や衝撃で倒壊することによって、人に危害を与えないこと。

(4) 耐震改修工事 旧基準木造住宅のうち耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅を、当該耐震基準に適合させるための改修工事（当該住宅を撤去した土地で行う新築工事を含む。）をいう。

(5) 耐震診断士 一般社団法人長崎県建築士事務所協会（以下「協会」という。）作成の「長崎県木造住宅耐震診断士名簿」に登録されている者のうち長崎県知事（以下「知事」という。）が認める講習会に参加した者をいう。

（支援対象者）

第3条 この規則による耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事の実施の支援を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

(1) 第5条に規定する診断対象住宅を所有し、現に居住する者（法人を除く。）

(2) 市税を滞納していない者

第2章 耐震診断支援事業

（耐震診断の実施の委託）

第4条 市長は、耐震診断の実施を協会に委託するものとする。

（診断対象住宅）

第5条 この規則に基づき、耐震診断士が耐震診断を行う住宅（以下「診断対象住宅」という。）は、市内に存する戸建て木造住宅（延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているものに限る。）で、次の各号に掲げる要件全てに該当するものとする。

(1) 旧基準木造住宅又は市長が別に定めるもの

(2) 階数が3以下のもの

(3) 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法により建築されたもの（混構造のものにあっては、立体的な混構造に限り、その木造部分に限る。）

（耐震診断の申込みと実施の決定）

第6条 診断対象住宅の耐震診断を受けようとする者（以下「診断申込者」という。）

は、木造住宅耐震診断申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を2部、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申込書の提出があった場合には、申込書1部を知事に送付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申込書の提出があった場合には、申込書の内容を確認し、耐震診断の実施を決定したときは、診断申込者に対して木造住宅耐震診断選定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（耐震診断士の派遣と診断の実施）

第7条 市長は、前条第3項の規定による決定をしたときは、速やかに協会に対し耐震診断士の派遣の要請を行うものとする。

2 協会は、前項の規定により派遣の要請を受けたときは、診断申込者に対して木造住宅耐震診断士派遣連絡書（様式第3号）及び耐震診断に係る納付書を送付するものとする。

3 協会により選定された耐震診断士は、遅滞なく耐震診断を実施しなければならない

い。

(自己負担額)

第8条 木造住宅耐震診断選定通知書を受けた診断申込者は、前条第2項の規定に基づき送付された納付書により、協会の指定する日までに、耐震診断の費用のうち自己負担額である23,000円を支払うものとする。

(完了実績報告)

第9条 協会は、第7条の規定による耐震診断の実施結果について、遅滞なく、市長に木造住宅耐震診断報告書(以下「報告書」という。)を3部提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された報告書の記載について、不備がある場合は、協会又は当該耐震診断士に対して必要な指示ができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により報告があったときには、報告書1部を知事に提出するものとする。

4 市長は、第1項の規定による報告書に記載された診断結果が適当と認めたときは、報告書1部を診断申込者に交付するものとする。

(守秘義務)

第10条 耐震診断士は、耐震診断の実施に当たり、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

2 耐震診断士は、耐震診断の実施に当たり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 診断申込者に対して、不必要な耐震診断、設計及び工事を勧めること。

(2) 当該事務に関する処理を、他のものに委託又は請け負わせること。

(3) その他、耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

第3章 耐震改修計画作成支援事業

(補助対象計画)

第11条 松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金(以下「補助金」という。)の対象となる耐震改修計画は、旧基準木造住宅のうち耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅(以下「補助対象住宅」という。)について、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士により作成される耐震改修計画とする。

(補助金の額)

第12条 耐震改修計画を作成した補助対象住宅の所有者は、補助対象住宅の耐震改修計画作成に要した費用の額の3分の2の額(当該額が7万円を超える場合には7万円)の助成を受けることができる。

(補助金の申請及び決定)

第13条 耐震改修計画にかかる補助金の申請をしようとする者は、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金(耐震改修計画作成)交付申請書(様式第1号)2部を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、当該申請書1部を知事に

提出するものとする。

- 3 市長は、第1項の申請の内容を審査し、適当と認めたときは、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者（以下「計画申請者」という。）に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（計画作成の中止）

第14条 前条第3項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「計画交付決定者」という。）は、耐震改修計画作成を中止しようとするときには、木造住宅耐震改修計画作成中止届（様式第5号）2部を、市長に提出するものとする。

- 2 前条第2項の規定は、耐震改修計画作成の中止について準用する。

（完了届）

第15条 計画交付決定者は、耐震改修計画作成が完了したときは、木造住宅耐震改修計画作成完了届（様式第6号）2部を、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 耐震改修計画の概要書（仕様書、補強計算書等）
- (2) 耐震改修計画の内容を示す平面図その他の図面
- (3) 耐震改修計画作成に係る経費の領収書又は請求書
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定による完了届について準用する。

（完了確認）

第16条 市長は、前条第1項の規定による完了届を受理したときは、当該計画が耐震基準に適合しているかを確認するものとする。

- 2 市長は、計画の内容が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、計画交付決定者に通知するものとする。

- 3 前項において、交付決定額に変更が生じた場合は、市長は、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書により、当該交付決定者に変更後の交付決定額を通知するものとする。

- 4 市長は、当該計画の内容が耐震基準に適合していないと認めたときは、計画交付決定者に対して、審査結果不備事項通知書（様式第8号）により通知したうえで、補正を指導するものとする。

（補助金の請求）

第17条 前条第2項の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を、市長に提出するものとする。

第4章 耐震改修工事支援事業

（補助対象工事）

第18条 補助金の対象となる耐震改修工事（以下「対象工事」という。）は、市長が

別に定める者が行う耐震改修工事とする。

(補助金の額等)

第 19 条 対象工事を行った補助対象住宅の所有者は、次の各号に掲げる額を合計した額の助成を受けることができる。

- (1) 補助金の額 補助対象住宅の対象工事に要した費用の額の 4 分の 3 の額とし、その額が 90 万円を超える場合には 90 万円を限度とする。
- (2) 所得税特別控除額 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税の特別控除の額

2 交付する補助金の額は、前項の助成の合計額からあらかじめ同項第 2 号に掲げる額を差し引いた額とする。

3 一定の要件を満たす対象工事を行った補助対象住宅の所有者は、第 1 項に掲げる助成のほか、申告により、当該対象工事を行った住宅に係る固定資産税について、減額措置を受けることができる。

(補助金の申請及び決定)

第 20 条 対象工事にかかる補助金交付の申請をしようとする者は、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金（耐震改修工事）交付申請書（様式第 10 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、2 部を市長に提出するものとする。

- (1) 耐震改修計画の概要書（仕様書、補強計算書等）
- (2) 対象工事の内容を示す平面図その他の図面
- (3) 対象工事費の内訳書
- (4) 対象工事予定箇所の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請の内容を審査し適当と認めたときは、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書により、当該申請をした者（以下「工事申請者」という。）に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(計画の変更)

第 21 条 前条第 2 項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「工事交付決定者」という。）は、対象工事の計画を変更しようとするときは、木造住宅耐震改修工事計画変更承認申請書（様式第 11 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、2 部を市長に提出するものとする。

- (1) 変更耐震改修工事概要書
- (2) 変更耐震改修工事の内容を示す図面
- (3) 変更耐震改修工事費の内訳書
- (4) 変更耐震改修工事箇所の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、その内容を審査し適当と認めたときは、木造住宅耐震改修工事計画変更承認通知書（様式第 12 号）により

工事交付決定者に通知するものとする。

（対象工事の中止）

第22条 工事交付決定者は、対象工事の中止をしようとする場合には、木造住宅耐震改修工事中止届（様式第5号）2部を市長に提出するものとする。

（完了届）

第23条 工事交付決定者は、対象工事が完了したときは、木造住宅耐震改修工事完了届（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、2部を市長に提出するものとする。

- (1) 対象工事実施の内容を示す図面
- (2) 工事内訳がわかる対象工事に係る工事代金の領収書又は請求書
- (3) 対象工事の実施箇所の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（完了確認）

第24条 市長は、前条の規定による完了届を受理したときは、当該対象工事が耐震基準に適合しているかを確認するものとする。

2 市長は、対象工事の内容が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付確定通知書により、当該工事交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、当該対象工事の内容が耐震基準に適合していないと認めたときは、工事交付決定者に対して、検査結果不備事項通知書により通知した上で、是正を指導するものとする。

4 市長は、第1項又は前項の規定により確認又は是正を指導する場合に、知事に対して意見を求めることができるものとする。

（補助金の請求）

第25条 前条第2項の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

第5章 雑則

（意見の聴取・立入調査）

第26条 市長は、この規則に定める耐震診断に関する事項について、必要がある場合は、診断申込者に対しての意見の聴取及び診断申込者の同意を得たうえで診断対象住宅への立入りを行うことができるものとする。

2 前項の規定は、耐震改修計画及び耐震改修工事に関する事項について準用する。この場合において、同項中「診断申込者」とあるのは、「計画申請者」又は「工事申請者」と、「診断対象住宅」とあるのは、「補助対象住宅」と読み替えるものとする。

（委任）

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第11号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行し、改正後の松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則の規定は、平成20年8月5日から適用する。

- (1) 第2条第4号中「社団法人長崎県建築設計事務所協会」を「社団法人長崎県建築士事務所協会」に改める改正規定
- (2) 様式第2号及び様式第3号中「社団法人長崎県建築設計事務所協会」を「社団法人長崎県建築士事務所協会」に改める改正規定

附 則（平成24年規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第21号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2号の規定は、平成24年4月1日から適用する。
- 3 この規則による改正後の規則第2条第5号、様式第2号及び様式第3号の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月26日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規則第17号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日規則第9号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条、第13条関係)

年 月 日

松浦市長 様

申込者住所

氏名

㊦

電話

木造住宅耐震診断申込書 兼

松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金(耐震改修計画作成)交付申請書

私が現在居住し、所有している住宅の耐震診断を受けたいので、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則第6条第1項の規定により申し込みます。

なお、対象住宅を確認するために松浦市が私に係る固定資産課税台帳、建築確認、住民基本台帳等について照合を行うことに同意します。

また、診断の結果、危険と判定された場合は、耐震改修計画を作成したいので、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則第13条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

1)住宅の概要	
所在地	長崎県松浦市
工 法	☐ 在来軸組工法 ☐ 伝統的工法 ☐ 枠組壁工法
種 類	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ※過半が住宅の用に供するものに限る。
建設年月	年 月 注1
階 数	☐ 平家建て ☐ 2階建て ☐ 3階建て
2)添付書類	☐ 案内図 ☐ 確認通知書(写)又は建設年月の確認の為の図書 ☐ 市発行の納税証明書 ☐ その他()
3)耐震改修作成費予定額	
4)備 考 注2	☐ 耐震改修計画作成のみ(添付書類： ☐ 耐震診断結果資料)

注1)増築等を行っている場合、建設年月は最初に行った工事年月を記入してください。

注2)診断に関し、特に伝えておきたいことがあれば記入してください。

受付機関	市	県

備考 押印すべき者(法人にあつては、代表者に限る。)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号(第6条関係)

松浦市指令 第 号
年 月 日

様

松浦市長



木造住宅耐震診断選定通知書

年 月 日付で木造住宅耐震診断申込書の提出がありました次の住宅に
関して、耐震診断の対象住宅として選定しましたので、松浦市安全・安心住まいづくり支
援事業実施規則第6条第3項の規定により通知します。

なお、別途、一般社団法人長崎県建築士事務所協会から、現地調査の日程調整のため連
絡があります。

1 住宅の所在地 長崎県松浦市

2 住宅の種類

3 そ の 他

様式第3号(第7条関係)

整理番号	
------	--

年 月 日

様

長崎市
一般社団法人 長崎県建築士事務所協会

会長
電話



木造住宅耐震診断士派遣連絡書

あなたが松浦市に申し込まれた住宅の耐震診断に関し、当協会が耐震診断業務を受託しましたので、耐震診断士を派遣します。

耐震診断士	登録番号	
	氏 名	
所属事務所	名 称	
	所在地	
	電話番号	

派遣日時	年 月 日 午前・午後 時
------	---------------

様式第4号(第13条、第16条、第20条関係)

松浦市指令 第 号
年 月 日

様

松浦市長



松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書
(耐震改修計画作成・耐震改修工事)

あなたから申請がありました次の住宅に関して、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金の交付対象住宅として決定しましたので、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則第13条第3項(第16条第3項、第20条第2項)の規定により通知します。

1 交付決定額 円

変更増減額 円

変更後交付決定額 円

2 住宅の所在地 長崎県松浦市

3 そ の 他

様式第5号(第14条、第22条関係)

年 月 日

松浦市長 様

申請者住所

氏名

電話

木造住宅耐震改修計画作成(耐震改修工事)中止届

耐震改修計画作成(耐震改修工事)を中止したいので、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則第14条第1項(第22条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1 住宅の所在地 長崎県松浦市

2 住宅の種類

3 中止の理由

受付機関	市	県

様式第6号(第15条、第23条関係)

年 月 日

松浦市長 様

申請者住所

氏名

電話

木造住宅耐震改修計画作成(耐震改修工事)完了届

耐震改修計画作成(耐震改修工事)が完了したので、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則第15条第1項(第23条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1 住宅の所在地 長崎県松浦市

2 住宅の種類

3 完了年月日 年 月 日

- 4 添付書類
- ☐耐震改修計画作成
 - ☐耐震改修計画の概要書(仕様書、補強計算書等)
 - ☐耐震改修計画作成に係る経費の領収書又は請求書
 - ☐耐震改修工事
 - ☐耐震改修工事実施の内容を示す図面
 - ☐耐震改修工事に係る工事代金の領収書又は請求書
 - ☐耐震改修工事の実施箇所の写真
 - ☐その他()

本件の木造住宅耐震改修計画作成(耐震改修工事)については、耐震診断の結果(改修計画)に基づき完了したことを証します。

作成者(請負者)

代表者

㊟

受付機関	市	県

様式第7号(第16条、第24条関係)

年 月 日

様

松浦市長

㊟

松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付確定通知書
(耐震改修計画作成・耐震改修工事)

年 月 日付けであなたから完了届の提出がありました耐震改修計画作成
(耐震改修工事)については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、松浦市安全・安
心住まいづくり支援事業実施規則第16条第2項(第24条第2項)の規定により通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	松浦市指令 第 号
補 助 年 度	年度	名称	松浦市安全・安心住まいづくり支援事業
補 助 金 交 付 決 定 額			円
補 助 金 交 付 確 定 額			円

様式第8号(第16条、第24条関係)

第 号
年 月 日

様

松浦市長



審査(検査)結果不備事項通知書

次の住宅に関して、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則の規定に適合していないため、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則第16条第4項(第24条第3項)の規定により通知します。

1) 住宅の概要	
所在地	長崎県松浦市
種類	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ※過半が住宅の用に供するものに限る。
2) 改修計画作成	
作成者	
対象経費	円
3) 改修工事	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
請負者	
対象工事費	円

不適合の内容

.....

.....

.....

.....

.....

様式第9号(第17条、第25条関係)

年 月 日

松浦市長 様

申請者住所

氏名

電話



松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付請求書
(耐震改修計画作成・耐震改修工事)

松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則第17条(第25条)の規定により、次のとおり補助金を請求します。

1 住宅の所在地 長崎県松浦市

2 住宅の種類

3 請求額 円

4 振込先

銀行・金庫		本店・支店
☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	名義人(フリガナ)

備考 押印すべき者(法人にあつては、代表者に限る。)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号(第20条関係)

年 月 日

松浦市長 様

申請者住所

氏名

電話



松浦市安全・安心住まいづくり支援事業補助金(耐震改修工事)交付申請書

耐震改修工事を実施したいので、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則第20条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1) 住宅の概要	
所在地	長崎県松浦市
種類	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ※過半が住宅の用に供するものに限る。
建設年月	年 月 日 注1
階数	☐ 平家建て ☐ 2階建て ☐ 3階建て
2) 耐震診断	
実施年月	
診断士名	
3) 耐震改修工事	
予定工期	年 月 日～ 年 月 日
(予定) 施工者	注2
対象工事費	円
4) 添付書類	☐ 耐震改修計画の概要書(仕様書、補強計算書等) ☐ 耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面 ☐ 耐震改修工事費の内訳書 ☐ 耐震改修工事予定箇所の写真 ☐ その他()

注1) 増築等を行っている場合、建設年月は最初に行った工事年月を記入してください。

注2) 未定の場合は、未定と記載して下さい。

受付機関	市	県

備考 押印すべき者(法人にあっては、代表者に限る。)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第11号(第21条関係)

年 月 日

松浦市長 様

申請者住所

氏名



電話

木造住宅耐震改修工事計画変更承認申請書

耐震改修工事の計画を次のとおり変更したいので、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則第21条第1項の規定により申請します。

1 住宅の所在地 長崎県松浦市

2 住宅の種類

3 変更事項

4 変更理由

- 5 添付書類
- ☐変更耐震改修工事概要書
 - ☐変更耐震改修工事の内容を示す図面
 - ☐変更耐震改修工事費の内訳書
 - ☐変更耐震改修工事箇所の写真
 - ☐その他()

受付機関	市	県

備考 押印すべき者(法人にあっては、代表者に限る。)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第12号(第21条関係)

松浦市指令 第 号
年 月 日

様

松浦市長



木造住宅耐震改修工事計画変更承認通知書

あなたから申請がありました次の住宅に関して、耐震改修工事計画の変更について承認しましたので、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則第21条第2項の規定により通知します。

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 住宅の所在地 長崎県松浦市
- 3 そ の 他

